

仕様書番号 : 8

作成年月日 : 31. 1. 28

電気設備の維持管理業務委託

業務隊長	管理科長	営繕班長	施設管理専門官	企管係長	管財主任	企画係	係長	作成者
役務名	電気設備の維持管理業務委託				図面番号		1/28	
種別	表紙				縮尺		-	
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊								

仕 様 書

- 1 役務件名 電気設備の維持管理業務委託
- 2 役務場所 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地内
- 3 役務概要 朝霞駐屯地内に設置されている監視装置、電気設備等の運転・監視及び日常的な点検保守 : 1式
- 4 一般事項: 本役務は、本仕様書によるほか国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書(現行版)」による。
また、電気事業法及び自衛隊関連規則等による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定を遵守して、設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務を行うものとする。

一 般 共 通 事 項	
項 目	細 部
1 協 議	本仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
2 軽 微 な 変 更	現場の収まり等により軽微な変更の必要が生じた時は、監督官と調整しその指示に従うこと。 ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。
3 復 旧 ・ 補 償	役務実施に関して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は請負会社の責任において復旧及び補償すること。
4 現 場 管 理	請負業者は現場代理人等指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること また、危険性のある場所には危険標示等の処置を行うこと。
5 立 入	役務現場及び許可された場所以外への無断立入り等は厳禁とする。
6 書 類 手 続	本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出すること。
7 秘 密 厳 守	本役務実施によって知り得た内容に関して監督官の許可なく漏洩してはならない。
8 後 片 付 け	役務完了に際して役務現場の後片付け及び清掃を行うこと。
9 電 気、水 の 使 用	役務に使用する電気及び水等は官側負担とする。

役務名	電気設備の維持管理業務委託	図面番号	2/28
種 別	仕 様 書	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

特記事項										
項目	細部									
1 役務内容	<p>業務処理要領</p> <p>ア 業務処理要領は、「業務処理要領」：別紙第1による。</p> <p>イ 業務対象建物 通電された全建物で「朝霞駐屯地建物一覧表」：別紙第2による。</p> <p>ウ 業務対象建物 業務対象設備は、「運転・監視対象設備機器一覧表」：別紙第3及び「点検保守設備機器一覧表」：別紙第4による。</p> <p>エ 勤務時間は、原則として次のとおりとする。 (ア) 点検保守は、0830～1730 (イ) 運転・監視業務は、1730～0830 (ア) 勤務体制は、事前に関係機関(労働基準監督署、労働管理事務所)の確認を受けるものとし、細部は受託者の計画による。</p>									
2 勤務員	<p>(1) 勤務員の資格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>技能等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務員</td> <td>設備の運転・監視及び日常的な維持管理業務について内容の判断ができる技能を有し、官側の指示に従って業務を行う能力を有するもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資格要件</td> <td>第1種電気工事士及び消防設備点検資格者(2種)又は消防設備士(乙-4)の有資格者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 勤務員の指定(取消)届 ア 受託者は、前もって業務に従事する勤務員及び予備員の氏名等を「勤務員の指定(取消)届」様式第2により官側に提出すること。 イ 勤務員を変更する場合は、官側が実施する教育修了者の中から選定し、通常7日前に届けなければならない。ただし緊急の場合は除く。なお、変更勤務者で当維持管理業務に従事したことのない者は、当駐屯地で実務研修(3週間程度)すること。 ウ 官側は、業務の履行上不適格と認めた勤務者は、受託者と協議の上、善処するものとする。 エ 事業の特性から勤務交代は半年以上とする。</p> <p>(3) 官側は、契約締結後1ヶ月以内に実施する勤務要領及び電気保安関係の教育に届け出た勤務員を全員参加させること。</p> <p>(4) 勤務実施計画の提出 受託者は、事前に関係機関の確認を受けて「勤務実施計画表」：様式第2を2週間前までに提出し官側の承認を受けること。</p> <p>(5) 勤務員の服装等 受託者は、勤務員に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸には名札を付けること。 また、保護具(ヘルメット、安全靴等)及び作業用工具を用意すること。</p>	区分	技能等	備考	勤務員	設備の運転・監視及び日常的な維持管理業務について内容の判断ができる技能を有し、官側の指示に従って業務を行う能力を有するもの。		資格要件	第1種電気工事士及び消防設備点検資格者(2種)又は消防設備士(乙-4)の有資格者	
区分	技能等	備考								
勤務員	設備の運転・監視及び日常的な維持管理業務について内容の判断ができる技能を有し、官側の指示に従って業務を行う能力を有するもの。									
資格要件	第1種電気工事士及び消防設備点検資格者(2種)又は消防設備士(乙-4)の有資格者									
3 書類提出	<p>受託者は、契約締結後速やかに(1)、(2)の書類を提出すること。また役務完了時に(3)～(5)の業務委託に関する書類をファイルして提出すること。</p> <p>(1) 「勤務員の指定(取消)届」：様式第1 2部</p> <p>(2) 「勤務実施計画表」：様式第2 2部</p> <p>(3) 「運転管理表」：様式第3 1部</p> <p>(4) 「業務日誌」：様式第4 1部</p> <p>(5) 「運転日誌」 1部</p>									
4 その他	<p>(1) 受託者の要件 ア 受託者側の責任に帰すと判断される事故、故障等が発生した場合の原状回復を受託者の責任において復旧することができる能力を保有する。 イ 復旧が不可能等万一の場合においても補償ができる能力を有する。</p> <p>(2) 勤務者の労働災害及び管理に関する事項は、すべて受託者の負担とする。 受託者は、業務に従事する職員の健康管理のための、必要な健康診断等を実施し、その結果を整理、保管するものとする。</p> <p>(3) 維持管理業務を履行する上で、必要な事項は、あらかじめ定められた様式により許可を受けなければならない。</p> <p>(4) 当該業務を行うにあたって使用する場所の借料、光熱水料は無償とする。</p>									

役務名	電気設備の維持管理業務委託	図面番号	3/28
種別	仕様書	縮尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

業務処理要領

- 1 運転・監視業務
 - (1) 「監視設備機器」：別紙第3の異常及び機器故障時の状態把握
 - (2) 受変電設備の運転業務の適時監視
 - (3) 「運転管理表の記録」：様式第3
 - (4) 「業務日誌」：様式第4
 - (5) 「運転日誌」の整理
 - (6) 中央監視制御設備の運転確認
- 2 点検保守業務（別紙第2を対象として、別紙第3及び別紙第4）照明設備、コンセント設備、動力設備、避雷設備、受変電設備、C V C F設備、直流電源設備、火災報知設備（異常報知の場合に随時実施）及び監視カメラ
 - (1) 巡視点検（構内受変電設備及び自家発電設備等）「巡視点検チェックリスト」：様式第5
エネルギー管理設備の計測及びデータ整理を（週1回及び月1回）補助する。
「エネルギー管理設備の計測・記録」：様式第6
 - (2) 定期点検（構内受変電設備及び自家発電設備等）「毎月点検手入簿」：様式第7
 - (3) 点検・保守等（異常を発見した場合は、原因探求する。）の実施
 - (4) 消耗品等の取替及び修理
 - (5) 監視設備機器での異常報知の点検及び対応
 - (6) 不測事態の対応
ア 電気設備及び火災報知設備等の応急処置（原因究明を含む。）及び担当係員への連絡等
イ 災害時及び非常時での非常用発電機、高圧饋電盤等の操作を官側と連携して実施する。
 - (7) 官側の指示により電気係の実施する修理作業等を補助する。
- 3 その他
 - (1) 備品及び工具類の整理並びに保管
 - (2) 環境整備
ア 各電気室：週1回を基準とし実施(周辺を含む)
イ その他：随時必要の都度
 - (3) その他必要と認められた時

役務名	電気設備の維持管理業務委託	図面番号	4/28
種別	業務処理要領	縮尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

朝霞駐屯地建物一覧表

建物番号	建物名	建物番号	建物名	建物番号	建物名
1	庁舎A-1	147	ポンプ室	308	ガバナー室
2	庁舎A-2	148	駐屯地屋内プール	309	倉庫B
3	警衛所B	151	厚生センター	310	倉庫C
4	研修棟	152	本部隊舎	311	整備作業所A
5	女性自衛官教育隊庁舎	153	通信局舎	312	車両整備工場B
6	車庫A-2	154	催涙剤庫	313	車庫B
7	車庫A-1	155	給水ポンプ室	314	倉庫
8	車庫C	158	駐屯地トレーニングセンター	315	倉庫A-3
10	一般隊舎E	159	消火ポンプ室	316	整備作業所B
11	業務管理センター	160	分哨所	317	D/S電源室
12	予備自衛官センター	161	整備実習場A	319	D/S警衛所
13	機械室	163	消火ポンプ室	320	警衛所・消防所
14	車両整備実習場A	164	消火ポンプ室	321	車両整備工場D
15	車両整備実習場B	165	医務室	322	車両整備工場C
16	車両整備場倉庫	166	危険物庫	323	倉庫A-2
17	輸送学校庁隊舎	167	ポンプ室	326	消火ポンプ室
18	倉庫A-1	169	消火栓用ポンプ室	327	油脂庫(4)
20	倉庫D	170	女性自衛官教育隊	328	ボンベ庫(3)
21	特高開閉所	171	浴場	330	油脂庫(3)
22	車庫G	172	医務室B	331	ボンベ庫(2)
23	消火ポンプ室	201	厚生センターB	334	油脂庫(1)
24	消火ポンプ室	202	ボイラー受電所	335	ボンベ庫(4)
25	車庫H	203	食厨B	336	高圧ガス製造所
28	油脂庫(1)	204	浴場	337	監視室
30	油脂庫(2)	205	庁舎B	338	MAT保管庫
31	ボンベ庫	206	隊舎ABC	340	消火ポンプ室
32	庁舎C	207	体育学校庁隊舎	341	消火ポンプ室
33	庁舎D	209	車庫D	342	整備工場
34	庁舎E	210	アチェリー訓練場	343	油脂庫
101	本部隊舎	211	体育館B	344	ボンベ庫
119	汚水処理場操作管理室	212	体育館D	345	指揮所訓練センター
120	汚水処理場減菌室	213	体育館C	346	D/S油脂庫
123	プロア-機械室	214	厩舎	347	D/S油脂庫
126	駐屯地体育館	216	車庫F	348	D/S油脂庫
130	需品整備工場A	301	隊舎D-1	349	需品整備工場B
132	本部隊舎	302	隊舎D-2	519	広報センター
135	史料館	303	受入隊舎A	806	陸上総隊庁舎
142	機械室	304	受入隊舎B	807	体育学校研修棟
143	東部方面音楽隊庁隊舎	305	中央音楽隊教場	—	陸上総隊庁舎CP
145	食厨	306	中央音楽隊機械室		
146	機械室	307	車庫E		

役務名	電気設備の維持管理業務委託	図面番号	5/28
種別	朝霞駐屯地建物一覧表	縮尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

運転・監視対象設備機器一覧表

監視設備機器の内訳

NO	設備種目	設備の詳細等	数量	備考
1	電気設備	特別高圧電気設備機器	1式	
		高圧電気設備機器		
		その他設備機器		
2	監視設備	各種監視設備附帯設備	1式	
(1)	中央監視装置	電力設備	1式	特高開閉所・変電所、ボイラー受電所棟 女性自衛官教育隊隊舎、中央音楽隊、整備作業所A 指揮所訓練センター、野営展開地、整備作業所B 通信整備工場、広報センター、車両整備工場D 受入隊舎A、隊舎D-1、庁舎B、食厨B 101隊舎、132隊舎、体育学校、体育館D 輸送学校、業管予備自センター、庁舎C、庁舎D 庁舎A(一般施設)、女性自衛官教育隊庁舎 医務室B、管理棟、至近距離射場 高射警衛所、高射管理棟、観閲式 体校屋外照明盤、陸上総隊庁舎 陸上総隊CP
		サブ変電所受配電設備		
		発電機系統設備		
		防災設備		
		その他設備機器等		
(2)	サブ監視装置	受配電系統設備	1式	庁舎A(抗堪施設)
		地下1階動力機器設備		
		地下2階動力機器設備		
		抗堪施設冷水系統設備		
		抗堪施設温水/蒸気設備		
		抗堪施設発電機系統設備		
(3)	機械設備中央監視設備	空調等機器設備	1式	ボイラー受電所棟、研修棟、庁舎A1・A2 女性自衛官教育隊庁舎、庁舎D、医務室B 体育館D、厚生センターB、広報センター 陸上総隊庁舎、陸上総隊CP
		冷水/温水/蒸気設備		
		空調機器設備		
		冷水/温水/蒸気設備		
		その他設備機器等		
3	中央監視室警報盤	各種設備	1式	
4	防災負荷監視盤	各種防災設備	1式	
5	監視カメラ	各種設備	1式	特高開閉所、汚水処理場、給水所

役務名	電気設備の維持管理業務委託	図面番号	6/28
種別	運転・監視対象設備機器一覧表	縮尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

点検保守設備機器一覧表
自家用電気工作物の仕様

NO	設備種目	規模容量等	備考
1	受電方式	交流3相3線式	
2	受電電圧	66,000V	
3	周波数	50Hz	
4	電気方式	2回線受電（本線および予備線）	
5	特別高圧対トランス	7,000kVA×2台	
6	供給電力会社	東京電力	(30年度契約事業者)
7	契約電力	5,600kW	(31年度予定)
8	契約種別	特別高圧季節別時間帯別電力A	
9	蓄熱式負荷設備	氷蓄熱25.7m ³	
10	構内電線路電圧	(特別高圧) 66,000V (高圧) 6,600V (低圧) 210V、105V	
11	構内受変電設備 高圧変圧器容量	特別高圧開閉所 特別高圧変電所 高圧電気室：25箇所 キュービクル式受変電設備：7箇所 134台 28,250kVA	
12	負荷設備容量	電灯合計：3,617kW 42,972灯 電動機合計：6,932kW 1,995台 その他機器合計：1,718kW 3,178台 負荷設備合計：12,267kW	
13	自家発電設備 (ガスタービン発電機)	750kVA×2組（排気管：1組） 始動用蓄電池装置（整流装置、蓄電池）：2組 換気装置：2組 1,750kVA×3組（排気管：1組） 始動用蓄電池装置（整流装置、蓄電池）：3組 換気装置：3組 1,250kVA×2組（排気管：1組） 始動用蓄電池装置（整流装置、蓄電池）：2組 換気装置：2組	
	発電機用燃料タンク	小出槽：3台	
14	直流電源設備	18組	
15	外灯設備	303基	
16	航空障害灯	100m通信鉄塔：10基、制御盤：1面 給水塔：4基、制御盤：1面	
17	監視制御設備	無停電電源装置(UPS)含む。：3組	中央監視システム・中央監視装置(機械)・エネルギー管理装置・監視カメラ
18	消防用設備	各種：一式	

役務名	電気設備の維持管理業務委託	図面番号	7/28
種別	点検保守設備機器一覧表	縮尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

自家用電気工作物の仕様

NO	設備名称(項目) 高圧電気室名等	特別高圧 設 備 (組)	高 圧 配電盤等 (面)	計器用 変成器 (台)	高圧進相 コンデンサ (台)	備 考
1	特別高圧開閉所 特別高圧変電所	1	31	12	8	
2	整備作業所A	-	5	17	-	
3	車両整備工場D	-	4	14	-	
4	中央音楽隊庁隊舎	-	10	29	-	
5	受入隊舎A	-	7	22	-	
6	ボイラー受電所	-	10	27	-	
7	医務室B	-	13	42	-	
8	体育学校庁隊舎	-	10	34	-	
9	輸送学校庁隊舎	-	8	31	-	
10	業管・予備自センター	-	6	25	-	
11	庁舎A(電気室B) 地上	-	12	46	-	
12	庁舎A(電気室A) 地下	-	34	48	-	
13	整備作業所B	-	8	30	-	
14	隊舎D-1	-	6	19	-	
15	体育館D	-	5	14	-	
16	女性自衛官教育隊庁舎	-	6	24	-	
17	女性自衛官教育隊隊舎	-	4	16	-	
18	庁舎B	-	8	38	-	
19	食厨B	-	10	53	-	
20	広報センター	-	7	24	-	
21	指揮所訓練センター	-	4	12	-	
22	野営展開地(屋外キュービクル)	-	4	6	-	
23	厚生センター(屋外キュービクル)	-	4	7	-	
24	通信整備工場(屋外キュービクル)	-	4	14	-	
25	隊舎A(屋外キュービクル)	-	4	10	-	
26	隊舎B(屋外キュービクル)	-	4	10	-	
27	隊舎C(屋外キュービクル)	-	4	8	-	
28	庁舎C	-	3	4	-	
29	庁舎D	-	5	9	-	
30	体育学校屋外照明盤(屋外キュービクル)	-	2	6	-	
31	陸上総隊庁舎	-	10	34	-	
32	体育学校研修棟	-	4	12	-	
33	陸上総隊CP	-	11	12	-	
合 計		1	267	709	8	

役務名	電気設備の維持管理業務委託	図面番号	8/28
種 別	点検保守設備機器一覧表	縮 尺	-
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			